

内 容		評価
Ⅰ 保育の基本理念と実践に係る観点	子ども一人一人を受容し、理解を深めて働きかけや援助を行っている	○
	一人一人の子どもの健康の保持、増進のため、保護者と協力を得ながら、生活リズムや食習慣等を把握し、発育発達に適した生活が送れるようにしている	◎
	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている	◎
	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している	○
	乳児保育のための適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している	◎
	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境を整備している	◎
	子どもが主体的に活動し、友達や様々な人間関係との協同的な体験をしたり様々な環境と関わったりできる人的・物的環境を整備している	○
	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような環境を整備している	◎
	小学生の交流を通して、5歳児が就学へ期待と見通しが持てるようにしている (コロナのため)	△
Ⅱ 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点	保育の開始・変更時は家庭の実態や保護者のニーズ・意向等を把握するようにしている	◎
	送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換の場や個人懇談などの機会や、子どもの発達や育児などについて保護者と共通の理解を得るようにしたり、育児相談に応じるなどしている	◎
	子どもの食生活を充実させるために、保護者が試食できる機会を設けたり、レシピを知らせるなどして家庭と連携している (コロナのため)	△
	子どもと地域との交流を広げるための取り組みを行っている (コロナのため)	△
	園児指導要録の提出や意見交換を通して、小学校との連携を図っている	◎
	園庭開放、一時預かり保育、育児相談、乳児家庭全戸訪問、子育てサークル支援等、地域のニーズに基づく公益的な事業・活動を行っている	◎
Ⅲ 保育の実施運営・体制全般に係る観点	説明、配布物、掲示、ホームページ等で理念や基本方針の周知に努めている	◎
	社会状況や子どもの実態、地域性等を考慮し、必要に応じて事業内容の検討や見直しを職員が参画して行っている	◎
	子どもに関する記録の管理については個人情報保護規程を定め、適切に管理している	◎
	苦情解決の体制について掲示物や配布物で保護者に伝えている また保護者等が苦情や意見を申し出やすいように意見箱を設置したり、アンケートを実施するなど努めている	◎
	運営の透明性を確保するために財務状況、事業計画・報告、苦情解決の報告等、情報の公開を行っている	◎
	事故発生防止委員会を設置し、安全確保や事故防止策・再発防止策について職員間で検討・実施する等の取り組みを行っている	◎
	感染症対応マニュアル等を作成し、感染症の予防策を適切に講じるとともに感染症の発生時は保護者への周知に努め、適切に対応している	◎
	災害時の体制（職員体制、備蓄、避難先・方法・ルートの確認等）を整備し、取り組みを行っている	◎
	全職員がSIDS（突然死症候群）に関する必要な知識を理解し、乳児を寝かせる場合は仰向けにし、呼吸や健康状態を定期的に確認している	◎
	職員が免許の取得や更新ができる機会が確保されている	◎
園内研修や園外研修、自己研鑽等により職員の保育の質の向上に向けて取り組みをしている	◎	